

経営状況の違いを乗り越えて事業統合するために
～シミュレーション分析に基づく関係者の説得の必要性～



総務省 自治財政局
公営企業経営室長
本島 栄二

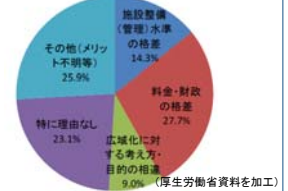
広域化等が進まない要因

- ✓ 全体の6割が広域化の必要性を理解するものの、広域化の取組(検討)を行っているのは2割程度。
- ✓ 阻害要因としては、料金や財政状況、施設整備水準等の事業体間格差が課題となっている。

広域化検討の阻害要因

- 広域化に取り組んでいない事業体では、料金格差など事業体間の格差が、検討を進めるにあたっての阻害要因と感じている
- 一方、特に理由はない及びメリットが不明とする意見があり、広域化を検討しようとする動機を見出せない事業体も見られる

広域化に取り組んでいない事業体が考える阻害要因



「経済財政運営と改革の基本方針2017」(抄) (平成29年6月9日閣議決定)

3. 主要分野ごとの改革の取組

(3) 地方行財政

③ 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度改革

地方公営企業について、マネジメントの向上の観点から、管理者の設置などの経営体制や経営状況の「見える化」、公営企業会計の適用及び外部の知見の活用を推進する方策を講じる。また、公営企業の経営戦略や新公立病院改革プランの策定を促すとともに、抜本的な改革の検討を推進し、進捗状況と効果をチェックする。さらに、**事業体間の経営状況の違いを乗り越えて事業統合・再編を進めるなどの先進事例の横展開**、将来予測のための簡易支援ツールの活用や試算結果の公表の推進等により、事業統合・再編を含む広域化等の検討の加速に向けた支援を強化する。

料金の差

中空知広域水道企業団

広域化等検討開始年度	平成16年	広域化等完了年度			平成18年	
広域化等検討開始年度の状況	滝川市(上水)	砂川市(上水)	歌志内市(上水)	奈井江町(上水)	中空知(用供)	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	5,071	4,490	5,023	3,853	0	1.32倍

北九州市

広域化等検討開始年度	平成18年	広域化等完了年度		平成24年	
広域化等検討開始年度の状況	北九州市(上水)	芦屋町(上水)	水巻町(上水)		
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,121	3,530	3,797		1.79倍

※芦屋町はH19.10.1に、水巻町はH24.10.1に事業統合

群馬東部水道企業団

広域化等検討開始年度	平成21年	広域化等完了年度						平成28年	
広域化等検討開始年度の状況	太田市(上水)	館林市(上水)	みどり市(上水)	板倉町(上水)	明和町(上水)	千代田町(上水)	大泉町(上水)	邑楽町(上水)	
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,152	2,670	2,667	2,782	2,730	2,887	1,874	2,730	1.54倍

秩父広域市町村圏組合

広域化等検討開始年度	平成23年	広域化等完了年度			平成28年	
広域化等検討開始年度の状況	秩父市(上水)	横瀬町(上水)	小鹿野町(上水)	皆野長瀬上下水道組合(東編) <皆野町・長瀬町>		
1ヶ月20㎡あたり家庭料金 (円)	2,793	2,835	2,257	3,507		1.55倍

財政状況の差

中空知広域水道企業団

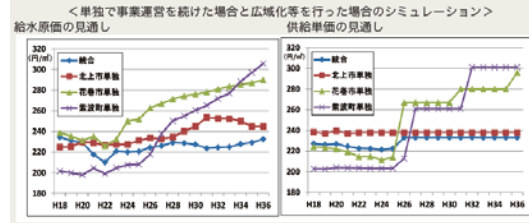
広域化等検討開始年度	平成16年	広域化等完了年度			平成18年	
広域化等検討開始年度の状況	滝川市(上水)	砂川市(上水)	歌志内市(上水)	奈井江町(上水)	中空知(用供)	
現金及び預金 (千円)	418,941	93,163	199,106	227,158	439,570	
経常収支比率(法非適は収益的収支比率)	108.40%	105.23%	88.80%	95.57%	102.01%	
累積欠損金比率(法適のみ)	4.44%	0.00%	11.12%	4.97%	0.00%	
繰入金比率(収益的収入分)	12.31%	2.17%	0.22%	0.00%	11.64%	
企業債残高対給水収益比率	289.42%	263.73%	380.64%	51.86%	702.77%	
給水原価 (/m3)	298.35	239.85	272.18	212.03	116.69	

秩父広域市町村圏組合

広域化等検討開始年度	平成23年	広域化等完了年度			平成28年	
広域化等検討開始年度の状況	秩父市(上水)	横瀬町(上水)	小鹿野町(上水)	皆野長瀬上下水道組合(東編) <皆野町・長瀬町>		
現金及び預金 (千円)	1,339,596	243,923	188,118	1,058,223		
繰入金比率(収益的収入分)	3%	2%	0%	18%		
繰入金比率(資本的収入分)	35%	74%	42%	100%		
企業債残高対給水収益比率	212%	565%	191%	242%		
給水原価 (円/m3)	165	183	137	276		

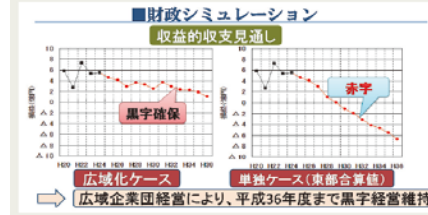
既に事業統合した団体においても、料金や財政状況等の格差は存在していたが、将来推計シミュレーションの基づき、統合した場合・しない場合の料金の上がり方等が異なることを定量的に示して、関係者を説得することにより、乗り越えている。

水道事業の垂直統合（岩手中部水道企業団）



- POINT**
- 用水供給と末端給水の垂直統合により、
 - ① 安定供給の実現
 - ・ 施設利用率の向上、最大稼働率の低減
 - ・ 不安定な水源が全体の 28.9% → 6.8% に減少
 - ② 浄水・配水施設等の更新投資の箇所数が 36箇所減少
 - ③ 管路更新率、耐震化率等の向上
 - ④ 給水原価、供給単価上昇の抑制
 - ⑤ 財務基盤の強化

群馬県東部 3市5町の水道事業の広域化（群馬東部水道企業団）



- POINT**
- 財政シミュレーションでは、広域化によりサービス水準を向上させた上で、一定期間黒字経営を維持
 - ① 10年間で浄水場 22施設を 14施設まで統廃合を行う予定 → 約 16.9億円削減見込み
 - ② 統合団体の中で実績のある包括業務委託等を導入 → サービスの一定水準までの引き上げ、平準化が期待 → H28～H36年度の9年間で約 25億円の費用削減見込み

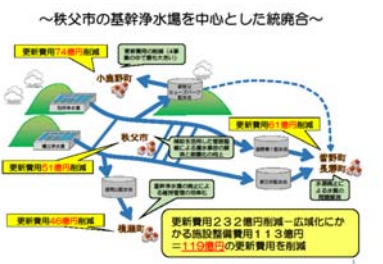
定住自立圏を活用した秩父地域水道広域化の取組

- 1 概要
- 「人口減少」、「施設・管路の老朽化」は秩父地域 1市4町の共通課題
 - 定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の 1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施
 - 各市町で行っている水道事業を事業統合（水平統合）し、既に設置している秩父広域市町村圏組合の 1事務として実施
- [定住自立圏の取組]
- H21.3 秩父市中心市宣言
 - H21.9 定住自立圏形成協定締結
 - H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- [イメージ]
- 秩父市：水道
 - 横瀬町：水道
 - 小鹿野町：水道
 - 皆野・長瀬上下水道組合：下水道、水道
- 秩父広域市町村圏組合**
- ごみ処理
 - 火葬場
 - 水道 H28.4～追加
 - 消防
 - 福祉保健

2 広域化の効果

- 供給単価の上昇幅が単独の場合より大幅に抑制

取水施設・浄水場数	取水施設：47 → 32箇所（▲15） 浄水場：41 → 26箇所（▲15）
施設の更新需要（50年程度）	統合しない場合：1,036億円…A
	統合する場合：804億円…B
	差引：232億円…C=A-B
職員数	広域化に伴う施設整備費用 113億円…D
	削減効果 119億円…C-D
職員数	現行：50人 → H38：33人（▲17）

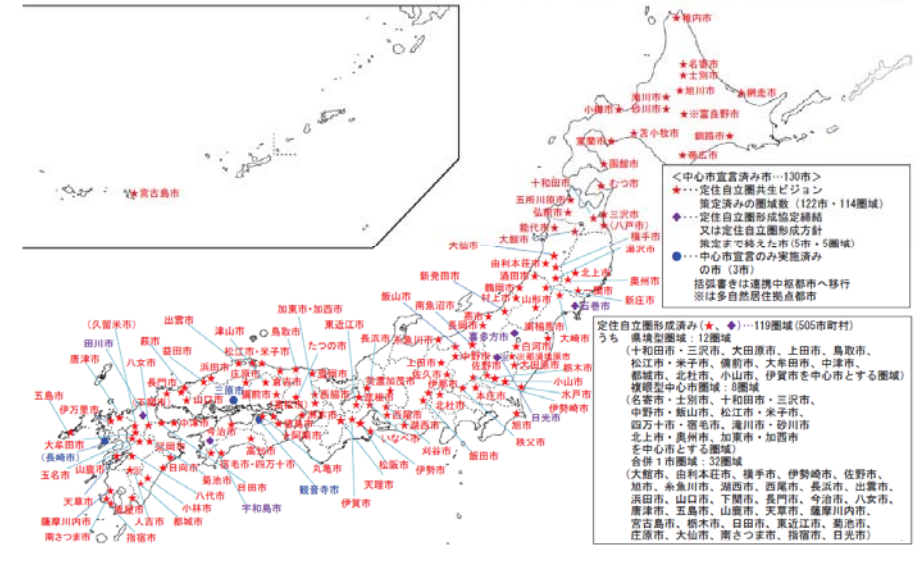


市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について

＜平成28年2月29日付 公営企業課長、公営企業経営室長連名通知＞

- (通知内容)
1. 広域連携に関する検討体制の構築等
- (1) 検討体制の構成
- 都道府県（生活衛生担当課、市町村担当課、広域連携担当課及び企業局）
 - 各都道府県内すべての市町村、企業団及び一部事務組合等
 - ※ 適宜、ブロック毎の検討体制も構築。その際には、連携中核都市圏や定住自立圏などの既存の広域連携の枠組みにも留意。
- (検討体制イメージ)
-
- (2) 検討体制の設置時期
- 28年度中の早期に検討体制を設置し、検討を始めることが望ましいこと。⇒ 東京都を除く46道府県で検討体制を設置済み。
- (3) 検討事項
- ① 各市町村等の現状分析及び将来予測
- 各市町村等の水道事業について、給水人口や水需要、料金収入、施設の更新費用、職員数、人件費等の現状分析や将来予測を行い、各市町村等が抱える課題を十分把握すること。また、将来予測を行う場合には、様々な広域連携による経営効率化の効果について、シミュレーションを行うことにより十分比較検討すること。
- ② 市町村等の水道事業の広域連携に関する検討（留意点）
- ※ できることからの相互協力が重要であり、地域の実情に応じ、施設の共同設置や維持管理業務の共同委託等、幅広く検討すること。
 - ※ 連携中核都市圏や定住自立圏などの活用や広域連携が困難な地域における都道府県の補充についても検討すること。
 - ※ 事務の代替執行や公の施設の区域が設置等の制度の活用など、地域の実情を踏まえつつ、幅広く検討すること。
 - ※ 民間事業者が持つノウハウ等を有効活用するには、民間事業者が参入しやすい環境を整える必要があり、共同委託による発注規模の拡大などの広域連携方策についても検討すること。
- (4) 検討の目的
- 経営戦略への反映が可能となるよう、平成30年度までを目途に検討を行うことが望ましいこと。
- (5) 検討結果の公表
- HP等により公表、広く住民に周知するとともに、議会へ説明
- (6) 検討結果の見直し
- 広域連携の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直し
2. 経営戦略の策定支援に係る地方財政措置
3. 検討体制の設置状況等の調査及び公表
- 検討体制の設置状況、検討状況について調査及び公表

定住自立圏構想の取組状況（平成29年7月14日現在）



連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- ▶ 平成26年度～平成28年度は、連携中枢都市圏の形成を推進するため、国費により支援（30事業）
- ▶ 平成29年度予算においても1.3億円を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

▶ 連携中枢都市圏形成のための手続き

